

不適正事案を起こした事業者に係る排出測定データ等の情報開示の状況

社名(業種)	事案の概要	情報開示の状況		
		情報開示方法	不適正事案発生以前	不適正事案発生後
A社(鉄鋼メーカー)	A社製鉄所防波堤等から、水質汚濁防止法の排水基準に適合しないおそれがある水が流出していたことが判明。 同社は少なくとも5年間以上、公害防止協定で定めた協定値を超過した測定データを、協定値内に書き換えて地方自治体に報告。	地方自治体への報告	公害防止協定に基づき報告	公害防止協定に基づき報告 (環境計量証明書写しを添付)
		地域住民への情報開示	なし(環境報告書で排水水質測定結果とCODの年間日平均排出量を開示)	見学センター内への水質モニター の設置、HPで毎月の排水水質測定結果等を開示(環境報告書でCODの年間日平均排出量を開示)
B社(金属メーカー)	工場の排水量実測値が公害防止協定で定めた協定値を超過した実測値を、協定値内に書き換えて地方自治体に報告していたことが判明。また、水質汚濁防止法に関しても、排水量の実測値の書き換えを行っていた。	地方自治体への報告	公害防止協定に基づき報告	公害防止協定に基づき報告
		地域住民への情報開示	なし(環境報告書でCOD、全窒素、全リンの年間総排出量を開示)	なし(環境報告書でCOD、全窒素、全リンの年間総排出量を開示)
C社(建材メーカー)	工場排水の測定を実施せず、不足していた測定回数を偽って報告していたこと、自動測定器による測定が長期間行われていなかったことが判明。	地方自治体への報告	公害防止協定に基づき報告	公害防止協定に基づき報告
		地域住民への情報開示	なし	なし
D社(有機製品メーカー)	工場排水の測定について、不足していた測定回数を偽って報告していたこと、10年以上実測値を公害防止協定値内に書き換えて報告していたことが判明。	地方自治体への報告	公害防止協定に基づき報告	公害防止協定に基づき報告
		地域住民への情報開示	なし	なし

社名(業種)	事案の概要	情報開示の状況		
		情報開示方法	不適正事案発生以前	不適正事案発生後
E社(石油精製業)	公害防止協定に基づくばい煙等に係る報告の一部について、 <u>3年間にわたって虚偽の報告</u> をしていたことが判明。 製油所の大気排出ガス濃度測定を外部業者に委託していたが、測定データを地方自治体へ報告の基となる社内報告書に転記する際、現場担当者がデータを書き換え。	地方自治体への報告	ばい煙測定結果をテレメータにより報告	ばい煙測定結果をテレメータにより報告
		地域住民への情報開示	HPにより年間排出量のみ開示	HPにより年間排出量のみ開示
F社(鉄鋼メーカー)	2つの工場において、公害防止協定で定めた大気排出濃度の協定値を超過した場合の地方自治体への報告義務を3年間以上怠り、協定値超過時にはばいじん濃度自動記録装置を故意にラインから切り離して記録を欠測として報告していたことが判明。	地方自治体への報告	ばい煙測定結果をテレメータにより報告	ばい煙測定結果をテレメータにより報告
		地域住民への情報開示	掲示板にてばい煙測定結果(発電所に係るもののみ)及び工場付近の大気濃度測定結果を開示	HP、掲示板及び説明会にてばい煙測定結果を開示
G社(電力事業)	発電施設において実施したばいじん濃度測定結果が大気汚染防止法の排出基準値等を超過していたにもかかわらず、実際の値より低く改ざんし報告していたことが判明。 同発電施設において実施した燃焼試験等の過程で、ばいじん濃度データが大気汚染防止法の排出基準値等を超過して運転。	地方自治体への報告	公害防止協定に基づき報告	公害防止協定に基づき報告
		地域住民への情報開示	なし(環境報告書で会社全体の年間排出量は開示)	ばい煙測定結果等のレポートを作成・配布(環境報告書で会社全体の年間排出量も開示)
H社(製紙業)	平成16年度から平成19年6月末までの間で、ボイラー1基において硫黄酸化物が延べ3時間、ボイラー3基において窒素酸化物が延べ1,424時間の排出基準超過が判明。 硫黄酸化物、窒素酸化物の排出基準値を超過した場合、その数値をコンピュータ端末により排出基準値以下に書き換え。	地方自治体への報告	なし	ばい煙測定結果を報告
		地域住民への情報開示	なし(環境報告書で会社全体の年間排出量は開示)	なし(環境報告書で会社全体の年間排出量は開示)